

横浜市市民活動推進ファンド（よこはま夢ファンド）の 寄附の新たな活用方法について

<趣旨>

市民協働条例の施行に伴い、市民公益活動を支援するためにより効果的な「よこはま夢ファンド」の活用方法について検討を行ってきました。

平成25年11月5日（火）に開催しました、横浜市市民活動運営支援事業部会で、次のような項目について意見をいただきました。ついては、本委員会においても、御意見を伺いたいと考えています。

<協議事項>

- (1) 希望寄附分野の統合について
- (2) 登録要件の変更について
- (3) 「よこはま夢ファンド重点応援団体」事業について
- (4) 人材バンク事業の拡充について
- (5) 人材バンク事業の名称変更について
- (6) 寄附付き自動販売機の設置事業について

1. 希望寄附分野の統合（18 分野→5 分野）

【変更案】

【現行】	➔	【変更後】
1 保健・医療		1 保健・医療・福祉・子ども 1 保健・医療 2 福祉 12 子どもの健全育成
2 福祉		
3 生涯学習・社会教育		
4 まちづくり		
5 文化・芸術		2 まちづくり 4 まちづくり 7 環境 8 災害救援・地域安全 17 市民活動支援 新 農山漁村又は中山間地域振興
6 スポーツ・レクリエーション		
7 環境		
8 災害救援・地域安全		
9 国際交流・国際協力		
10 人権・平和		
11 男女共同参画		
12 子どもの健全育成		
13 情報化社会		
14 科学技術		
15 経済活動・消費者の保護		3 文化・スポーツ 3 生涯学習・社会教育 5 文化・芸術 6 スポーツ・レクリエーション 14 科学技術
16 職業能力開発・雇用機会拡充		
17 市民活動支援		
18 その他		
		4 国際・人権・平和 9 国際交流・国際協力 10 人権・平和 11 男女共同参画
		5 経済・観光振興 13 情報化社会 15 経済活動・消費者の保護 16 職業能力開発・雇用機会拡充 新 観光振興

【効果】 少額の分野希望寄附が統合され、分野希望寄附の活用方法が広がる。

2. 登録要件の変更

【現行】横浜市市民活動推進ファンド団体登録要綱第2条 登録の申請要件のとおり

【検討事項】登録要件の緩和について

(案1) 現行どおり。

(案2) 第2号に「主たる事務所」のほかに「従たる事務所」を追加。

【効果】登録要件を緩和することにより、登録団体の増加やよこはま夢ファンド事業及び市民公益活動の活性化が期待できる。

【課題】住所要件について形式要件で審査していることから、審査及び対外的な説明が困難となる。

横浜市市民活動推進ファンド団体登録要綱（抜粋）

（登録の申請要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人であること。

(2) 主たる事務所の所在地が横浜市内にあること。

(3) 特定非営利活動を行う区域が主として横浜市内であること。

(4) 事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の占める割合が100分の50以上であること。

(5) 継続して1年以上の活動実績があること。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

3. 「よこはま夢ファンド重点応援団体」事業（新規）

【実施内容】よこはま夢ファンド重点応援団体を選定し重点的に支援を実施する。

① 重点応援団体をファンド登録団体から2～3団体選定。

（例えば前年度の助成金不交付決定の団体から部会が選定。）

② 重点応援団体を支援する団体を選定し、協働契約（委託）締結。

例）プロモーション事業委託（支援する団体は、NPO法人、株式会社等）

③ 支援団体及び本市は重点応援団体の活動をPRし、団体希望寄附が集まるような事業を実施する。

【支援内容】

- ・団体自身のホームページ、よこはま夢ファンド、広報よこはま等で団体活動がわかるPRを行う。
- ・事業終了後も活用できるような寄附申込書付きの団体紹介リーフレットなどの作成。

【効果】

- ・支援される団体と支援する団体のマッチング
- ・団体の活動及びよこはま夢ファンドをPRすることができる
- ・団体希望寄附が集まる、寄附文化の醸成が図られる

【課題】支援する団体がどの位いるか。また、どの位の予算で受託してくれるか。

4. 人材バンク事業の拡充（回数及び区分の増）

【現行】

回数：同区分のアドバイザー等の派遣は、同一団体に対し2回まで。

（予算（9回/年）の関係で、1団体1回の派遣が現状。）

区分：税理士、社会保険労務士、経験者

【変更案】

回数：・年間の派遣回数を9回から30回に予算を増額。

・派遣の上限回数を、同一団体に対し2回から3回にして、相談内容（①活動内容の把握、②課題の抽出、③改善・解決方法等の提案等）に合わせて、課題解決ができるようにする。

区分：現行の区分に加え、中小企業診断士、経営コンサルタント、指定、認定、仮認定NPO法人など

【効果】

回数：1回では解決しきれない団体に対し、手厚い支援が可能となる。

区分：会計面、経営面等、様々な角度からのアドバイスを受けることが期待できる。

【検討事項】

回数：団体負担は毎回、5,000円で良いか。それとも、5,000円、7,000円、10,000円等、回数に応じて団体負担を増額する必要があるか。

区分：・区分を増やす必要があるか。現行通りでよいのか。また、区分を増やす場合にはどのような区分がよいのか。

・NPO法人等の活動や会計等に詳しく、専門家を派遣してくれるような団体があるか。また、予算内で人材派遣が可能か。※横浜市市民活動支援センターにも相談、検討中。

5. 人材バンク事業の名称変更

【現行】「横浜市市民活動支援人材バンク事業」

【変更案】「横浜市市民活動支援アドバイザー派遣事業」

【効果】事業名で事業内容が明確になる

6. 寄附付き自動販売機の設置事業（新規）

【実施内容】

- ① 寄附付き自動販売機を設置（企業や施設）
- ② 売り上げの一部を、よこはま夢ファンドに寄附

【効果】企業等は社会貢献となり、よこはま夢ファンドは寄附金が増える。

※まず、横浜市市民活動支援センターに設置している自動販売機を寄附付きにし、仕組みや事務の流れ及び効果を検証する。（設置者である、横浜市市民活動支援センター運営事業実施主体及び自動販売機設置業者等と要調整。）